

# 一般財団法人和歌山県交通安全協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人和歌山県交通安全協会（以下「協会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を和歌山市に置く。

2 協会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 協会は、交通事故の防止に関する事業を行い、交通安全の実現と交通秩序の確立に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 交通安全啓発事業

- ア 交通安全運動等啓発事業
- イ 優良運転者等表彰事業
- ウ 交通安全広報事業

(2) 交通安全教育事業

- ア 安全運転等講習事業
- イ 自転車安全教室開催事業
- ウ 交通安全教育用資機材貸出事業

(3) 交通安全対策事業

- ア 交通安全施設整備管理事業
- イ 子供、高齢者対策事業
- ウ 関係団体への支援事業
- エ 交通事故相談事業

(4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 協会は、第1項の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

(1) 受託事業

- ア 運転免許証保有者講習事業

- イ 交通警察事務事業
  - ウ 放置駐車確認事業
  - エ 道路使用調査事業
  - オ 交通公園管理事業
- (2) 物品販売事業
- ア 県証紙販売事業
  - イ 物品販売事業
- (3) 自動車学校運営事業
- (4) 共益事業
- ア 会費徴収、会員管理事業
  - イ 会員特典事業
  - ウ 安全運転管理者設置事業所対策事業
- (5) その他前各号に掲げる事業に関連する事業
- 3 前2項の事業は、和歌山県の区域内において行うものとする。

### 第3章 財産及び会計

#### (財産の種別)

第5条 協会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 協会の目的である事業を行うために不可欠なものとして別表で定めた財産
  - (2) 理事会で基本財産とすることを議決した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (財産の管理及び運用)

第6条 協会の財産の管理及び運用は、協会の目的を達成するため、代表理事（以下「会長」という。）が適正に維持管理するものとし、その方法は理事会の決議により定める。

2 基本財産のうち、現金は、金融機関に預け入れ、又は国債、公債に換えて保管しなければならない。

#### (基本財産の維持及び処分)

第7条 会長は、基本財産の適正な維持管理に努めるとともに、やむを得ない理由によりその一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の同意を受けなければならない。

#### (長期借入金)

第8条 協会が、資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入

をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 前項の規定は、協会が重要な財産の処分又は譲り受ける場合に準用する。

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計の原則)

第11条 協会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第12条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び会費徴収にかかる従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第13条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 収支決算書
- (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び収支決算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、その内容を報告し承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 評議員

(定数)

第14条 協会に、評議員13名以上20名以内を置く。

(選任及び解任)

**第15条** 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員は、役員を兼ねることはできない。
- 3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。

(1) 各評議員について、次のイからヘまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

**第16条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第17条 評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、職務を行うために必要な費用を役員に準じて支弁することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 収支決算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時評議員会は必要に応じて開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第22条 会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(評議員会の決議等の省略)

第25条 評議員会の決議の省略について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

2 評議員会への報告の省略について、法人法第195条の要件を満たしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事並びに評議員の中から選任された議事録署名人は、これに記名押印する。

(評議員会運営規則)

**第27条** 評議員会の運営に関し必要事項は、法令又はこの定款に定めるもの  
のほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第6章 役員

### (役員の設置)

**第28条** 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- (3) 理事のうち1名を会長とする。
- (4) 前号の会長をもって法人法上の代表理事とする。
- (5) 理事のうち4名以内を副会長とする。
- (6) 理事のうち1名を専務理事とし、2名以内を常務理事とし、もって法人  
法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員の選任)

**第29条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 専務理事及び常務理事（以下「専務理事等」という。）は、理事会の決議に  
よって理事の中から選定する。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

### (理事の職務及び権限)

**第30条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、  
職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業  
務を執行する。
- 3 会長及び専務理事等は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自  
己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 専務理事は、会長の命を受けて、担当部門の業務を掌理する。
- 6 常務理事は、専務理事の指示を受けて、担当部門の業務を掌理する。

### (監事の職務及び権限)

**第31条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、  
監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会  
の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (役員の任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

- 第34条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、職務を行うために必要な費用を支弁することができる。また、常勤の理事には、報酬を支給することができる。

- 2 前項の規定による費用の支弁及び報酬の支給に関して必要な事項は、評議員会の決議によって定める。

#### (役員の損害賠償責任の免除)

- 第35条 協会は、法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

- 2 協会は、法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

なお、責任の限度額は、法人法第198条において準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

### 第7章 理事会

#### (構成)

- 第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

**第37条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長及び専務理事等の選定及び解職
- (開催)

**第38条** 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度の終了前及び終了後3箇月以内に開催し、臨時理事会は必要に応じて開催する。

(招集)

**第39条** 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長は、理事及び監事から臨時の理事会の請求を受けたときは、遅滞なく理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

**第40条** 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

**第41条** 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

**第42条** 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

**第43条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印する。

(理事会運営規則)

**第44条** 理事会の運営に関し必要事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第8章 会員

#### (会員)

第45条 協会は、協会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を会員とすることができます。

2 前項の会員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

### 第9章 事務局

#### (事務局)

第46条 協会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

### 第10章 支部等

#### (支部等)

第47条 第2条第2項に定める従たる事務所として、和歌山県内の警察署の管轄区域ごとに支部を置き、和歌山県内の必要な地に自動車学校（教習所）を置く。

2 支部等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

### 第11章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

#### (解散)

第49条 協会は、基本財産の滅失による協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

#### (残余財産の帰属等)

第50条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議

を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第12章 公告の方法

### （公告の方法）

第51条 協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 補則

### （委任）

第52条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の最初の代表理事は大岡淳人、業務執行理事は村畠壽雄、浅田喜久男及び有本佳則とする。
- 4 協会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
富永兼次 北島益美 松尾恭子 永廣功子 山階清隆 笠勝清人  
出立正則 岩橋 進 岩橋和憲 伊藤裕通 下前光紀 御前秀雄  
高垣嘉宏 久保義和 前田 操 森田敏行 竹本雅友 品田顕二郎
- 5 協会の設立の登記日現在の理事及び監事は、次の者とする。  
理事 大岡淳人 月山和男 松本修吾 松本公望 小松一也

江藤 昇	上赤坂好一	華山楠朗	石井清平	安居 要
森本治平	上東忠司	楠 富晴	川合末幸	川嶋秀幸
神保 誠	廣畑佳男	小森正剛	村畑壽雄	浅田喜久男
有本佳則				
監事 羽山京子	上中節彦			

#### 附 則

- この定款は平成26年2月25日に改正し同日施行する。

#### 附 則

- この定款は平成27年2月17日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

- この定款は令和4年2月25日に改正し、令和4年4月1日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	国債 2億円